

議案第20号

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を次のとおり改めます。

1 基礎課税額（第3条、第5条及び第5条の2関係）

	改正前	改正後		
			増減	伸率
所得割額	5.83 %	6.11 %	0.28 %	4.8%
均等割額	23,000 円	25,900 円	2,900 円	12.6%
平等割額	18,100 円	17,900 円	-200 円	-1.1%

2 後期高齢者支援金等課税額（第6条、第7条の2及び第7条の3関係）

	改正前	改正後		
			増減	伸率
所得割額	2.20 %	2.33 %	0.13 %	5.9%
均等割額	7,700 円	9,200 円	1,500 円	19.5%
平等割額	6,100 円	6,500 円	400 円	6.6%

3 介護納付金課税額（第8条、第9条の2及び第9条の3関係）

	改正前	改正後		
			増減	伸率
所得割額	2.02 %	2.28 %	0.26 %	12.9%
均等割額	8,500 円	11,300 円	2,800 円	32.9%
平等割額	5,000 円	5,800 円	800 円	16.0%